

(本件募集要項との関係)

第7条 本件募集要項は、本確認書の一部を構成し、かつ、これと一体をなす。

2 本確認書と本件募集要項との間で矛盾・抵触がある場合には、本確認書の効力が優先するものとする。

(紛争の解決方法)

第8条 本確認書若しくは本件募集要項から生じる、又はこれらに関連する一切の紛争については、甲及び乙の間で信義に則して誠実に協議することによりその解決に努めるものとする。

2 前項の協議が調わない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として裁判により解決するものとする。

[以下余白]

上記の合意を証するため、本確認書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

甲： 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号
独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 河野 一郎

乙： [住所] _____
[氏名] _____

を受ける権利その他一切の知的財産権（以下「知的財産権等」という。）を侵害しないことを甲に対して保証する。

- 2 最優秀作品が、第三者の有する知的財産権等その他第三者の権利を侵害していることにより、甲が何らかの責任を負い又は費用を負担した場合、乙は甲に対し、損害及び費用の全額を補償する。

（最優秀作品の著作権）

第6条 最優秀作品の著作権は、乙に帰属する。

- 2 乙は甲に対して、以下の目的のために、最優秀作品を複製し使用する権利を期間の制限なく無償で許諾する。以下の目的を実施するために必要な範囲で、甲は第三者に対して再許諾することができる。

- (1) 最優秀作品を掲載した作品集の出版
- (2) 最優秀作品を撮影した映像記録の公開
- (3) 最優秀作品に関するロゴ又はキャラクター等（以下「ロゴ等」という。）の作成
- (4) 新国立競技場の基本設計及び実施設計
- (5) 平成31年に日本で開催されるラグビーワールドカップ及び東京2020オリンピック・パラリンピック（招致）等の国立競技場で行われる大会・イベントの広報・招致活動
- (6) 甲又は甲が指定する第三者が行う広報活動
- (7) その他上記各号に関連する行為

- 3 乙は甲に対して、前項第5号の目的に使用するため、無償で、最優秀作品の模型を作成すること（これを屋外の場所に恒常的に設置する場合を含む。）を期間の制限なく許諾し、その創作された二次的著作物に関する著作権法第28条の権利（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）を譲渡する。前項第5号の目的を実施するために必要な範囲で、甲は第三者に対して再許諾することができる。

- 4 甲は乙に対して、最優秀作品又はロゴ等を使用して、新国立競技場の記念品、広報活動用品その他商品を製造し、販売する商品化権を独占的に許諾する。

- 5 甲は、第2項から前項までの規定に従い最優秀作品を利用するため必要があるときは、乙に対し、最優秀作品に係る参考資料を提供するよう要請することができ、乙はこれに従う。

- 6 基本設計及び実施設計並びに工事施工の各段階において、本確認書締結後に作成される基本計画、事業費又は施工性、新国立競技場の有効利用その他の観点から、最優秀作品の一部に変更を加えることが必要となった場合には、甲は、乙と協議の上、これを要請することができ、乙は不合理にこれを拒絶しない。

確 認 書 (案)

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「甲」という。）と最優秀者（以下「乙」という。）とは、新国立競技場基本構想公開デザイン競技（以下「本件競技」という。）において乙が最優秀賞を受賞したことに、平成24年 月 日付けで、次の各条項により本確認書を締結する。なお、本確認書で使用される用語は、本確認書において別途定義される場合又は文脈上別異に解することが明らかな場合を除き、新国立競技場基本構想公開デザイン競技募集要項（以下「本件募集要項」という。）において定義される意味と同一の意味を有するものとする。

（目的）

第1条 本確認書は、本件募集要項のうち、とりわけ、第16項（賞金）、第20項（デザイン監修、設計及び工事との関連）及び第21項（著作権及び応募作品の取り扱い）の意義を明確にすることを目的とする。

（賞金の支払い）

第2条 甲は、乙に対し、本件募集要項第16項第2号に定める賞金として、金2000万円（税込み）を、本確認書締結後30日以内に乙の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。なお、当該振込みに要する費用は甲が負担する。

2 乙は、前項の振込みを確認した後速やかに、甲に対し、領収証を交付する。

（デザイン監修等）

第3条 乙は、新国立競技場の基本設計及び実施設計並びに施工段階におけるデザイン監修業務を、甲及び甲から委託を受けた設計者及び施工者に対して提供することに合意する。具体的な条件については、両当事者合意の上、決定する。

2 基本設計及び実施設計の設計者は別途行われる公募型プロポーザル方式により、施工者は別途行われる競争入札方式により、それぞれ選定される。

（インタビューの実施、最優秀作品の公開展示）

第4条 甲は、乙に対して、無償でインタビューを行うことができ、乙はこれに応じる。

甲は、インタビューを撮影することができ、その内容を映像記録集に掲載して公開することができる。

2 甲は、最優秀作品を公開展示することができる。

（最優秀作品に関する表明保証）

第5条 乙は、最優秀作品が第三者の有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、特許

著作者証

1. 著作者登録番号

2. 企業名

3. 所在地

4. 代表者名

(様式3)

年 月 日

質 疑 書

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 河野 一郎 殿

質問者 住所
名称又は商号
代表者氏名

件名 新国立競技場基本構想公開デザイン競技

以下の内容について質問します。

番号	質問事項	備考

年 月 日

新国立競技場基本構想公開デザイン競技 応募資格確認申請書

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 河野 一郎 殿

応募者 住所
名称又は商号
代表者名

新国立競技場基本構想公開デザイン競技に係る応募資格について確認されたく、下記の書類を沿えて申請します。

なお、以下について事実と相違ないことを誓約します。

- 1 本件の審査委員会の委員ではないこと
- 2 独立行政法人日本スポーツ振興センター職員及び事務局関係者ではないこと
- 3 前記1及び2に掲げるものと同居している親族又はこの者が自ら主宰し若しくは役員、顧問等として関係する組織に所属する者ではないこと
- 4 下記添付書類の内容については事実と相違ないこと

記

- 1 募集要項7. 1 (2) に掲げる資格及び7. 1 (3) に掲げる受賞歴又は設計実績をA4判用紙2枚以内(日本語で2,000字以内、英語で1,000語以内)に記載した書面 1部
- 2 募集要項7. 1 (1) に掲げる建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所、外国においては、デザイン競技の対象となる建築物の設計監理業務を行う資格を有する者であることを証明する書類の写し 1部
- 3 募集要項7. 1 (2) に掲げる建築士法に基づく一級建築士である者、外国においては、デザイン競技の対象となる建築物の設計監理業務を行う資格を有する者であることを証明する書類の写し 1部
- 4 募集要項7. 1 (3) に掲げる受賞経験を証明する賞状等又は収容定員1.5万人以上のスタジアム(ラグビー、サッカー又は陸上競技場等)の基本設計又は実施設計の実績を証明する契約書等の写し 1部

(様式1)

年 月 日

新国立競技場基本構想公開デザイン競技 登録申込書

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 河野 一郎 殿

申込者	住 所 名称又は商号 代表者氏名
-----	------------------------

「新国立競技場基本構想公開デザイン競技募集要項」記載の内容を承諾の上、本競技に登録します。

1. 企業名

2. 所在地

3. 代表者名

4. 担当者連絡先

(担当者名)

(電話番号)

(電子メールアドレス)

参考資料等一覧

参考資料

- ・ 敷地図
- ・ 周辺図
- ・ 気候条件等
- ・ 周辺交通現況図
- ・ 地質柱状図
- ・ 周辺現況写真
- ・ 国立競技場の芸術作品や記念作品一覧
- ・ 航空写真

登録申込書（様式1）

応募資格確認申請書（様式2）

質疑書（様式3）

著作者証（様式4）

確認書（案）